

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年2月14日認可した。

平成30年3月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊干拓土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）中央樋門地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）黒淵中河原地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）丸中地区
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）笠岡中尾地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）政本地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大地地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）平池地区